

施設使用料の見直しについて
(案)

令和8年●月

生駒市行政改革推進委員会

目 次

1 はじめに	1
2 施設使用料の見直しに関する事項	2
(1) 審議の対象とした施設	2
(2) 施設使用料の考え方とこれまでの取組	5
① 施設使用料の設定に係る基本的な考え方	5
② 市民文化系施設の施設使用料の設定方法	5
③ スポーツ施設の施設使用料の設定方法	6
④ 施設使用料の端数処理について	6
⑤ 使用時間区分について	6
⑥ 市外利用者、営利目的事業の施設使用料について	6
3 施設使用料の見直しにかかる検討項目について	8
(1) 施設使用料の設定について	8
① 基準原価の設定方法	8
② 市民文化系施設の施設使用料の検討方法について	8
③ 利用者の負担割合	9
④ 改正案の共通単価及びホール単価	10
⑤ スポーツ施設の施設使用料の検討方法について	10
(2) 施設使用料の改正案の採用	12
(3) 料金改定に向けた調整等について	12
(4) 激変緩和措置について	12
(5) 使用時間区分について	12
(6) 市外利用者、営利目的事業の施設使用料について	12
4 施設使用料の見直しにおける課題と今後のあり方について	14
(1) 定期的な見直しについて	14
(2) 公共施設全体の最適化について	14

5 おわりに	15
--------------	----

<資料>

資料1 維持管理経費一覧

資料2 音響照明業務に係る委託料一覧（上乗せ単価算出用）

資料3 施設使用料試算表

<附属資料>

1 生駒市行政改革推進委員会条例

2 生駒市行政改革推進委員会委員名簿

3 委員会の開催状況

1 はじめに

生駒市では、平成 20 年 1 月に生駒市社会教育施設等使用料減免に関する提言を受けて設立された、生駒市社会教育施設使用料等見直し検討委員会において、生駒市社会教育施設使用料等に関して必要な事項が審議されました。

その後、社会教育施設使用料の見直しに関して一定の方向性が示され、平成 22 年 4 月に使用料の見直しを行っています。

しかし、それ以降消費税の改定に伴う使用料及び利用料金（以下「使用料等」といいます。）の見直しは行われているものの、社会情勢等に合わせた改定は 15 年間行われていない状況にあります。

そこで、昨今の物価や人件費の高騰によって、社会教育施設やスポーツ施設を含む公共施設全体の維持管理経費が上昇の一途をたどっていることを踏まえ、市財政への負担が増大していることや受益者負担の適正化を図ることが求められることを目的に、改めて公共施設の使用料等の見直しの必要性から、市から諮問を受け審議を行いました。

本委員会では、前回実施された見直しの考え方をベースに、改めて建設に係る減価償却費から維持管理経費までを含む受益者負担の在り方から導き出される使用料等の設定金額等の考え方についての審議を重ねました。

公共施設に係る経費は税金で賄われており、そのすべてが市民全体でその費用を負担することとなります。こうしたことから、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性も勘案しつつ、本提言書を取りまとめました。

施設の使用料等については、現在の変化の著しい社会情勢の中にあっては、使用料等の適切かつ妥当な料金設定についての不断の見直しが必要です。

この提言書が、今回の施設使用料等の見直しにおける一助になるとともに、施設利用者の理解を得ながら、今後も引き続き適切な公共施設の管理運営の改善に取り組まれることを期待します。

2 施設使用料の見直しに関する事項

(1) 審議の対象とした施設

生駒市で施設使用料を徴収している以下の施設のうち、既に一定の見直しを実施している、料金設定の手法が施設の性質上大きく異なるなどの理由がある施設を除く施設を審議の対象としました。

<今回の見直しの対象とした施設（令和7年度時点）>

No	施設名	使用目的	施設形態
1	コミュニティセンター	市民文化系施設	直営
2	たけまるホール	市民文化系施設	指定管理
3	鹿ノ台ふれあいホール	市民文化系施設	指定管理
4	図書会館	市民文化系施設	指定管理
5	南コミュニティセンターせせらぎ	市民文化系施設	指定管理
6	北コミュニティセンターISTA はばたき	市民文化系施設	指定管理
7	芸術会館美楽来	市民文化系施設	指定管理
8	ふるさとミュージアム	市民文化系施設	指定管理
9	生駒北スポーツセンター体育館	体育館	指定管理
10	市民体育館	体育館	指定管理
11	総合公園体育館	体育館	指定管理
12	北大和体育館	体育館	指定管理
13	小平尾南体育館	体育館	指定管理
14	井出山体育館	体育館	指定管理
15	むかはやま公園体育館	体育館	指定管理
16	武道館	体育館	指定管理
17	生駒北スポーツセンター野球場	グラウンド	指定管理
18	生駒北スポーツセンターグラウンド (ランニングトラック含)	グラウンド	指定管理
19	北大和グラウンド	グラウンド	指定管理
20	むかはやま公園グラウンド	グラウンド	指定管理
21	北大和野球場	グラウンド	指定管理
22	井出山グラウンド	グラウンド	指定管理
23	イモ山公園グラウンド	グラウンド	指定管理
24	総合公園グラウンド	グラウンド	指定管理
25	健民グラウンド	グラウンド	指定管理
26	小平尾南少年グラウンド	グラウンド	指定管理
27	生駒北スポーツセンターテニスコート	テニスコート	指定管理
28	浄化センターテニスコート	テニスコート	指定管理
29	イモ山公園テニスコート	テニスコート	指定管理

No	施設名	使用目的	施設形態
30	滝寺公園テニスコート	テニスコート	指定管理
31	健民テニスコート	テニスコート	指定管理
32	総合公園テニスコート	テニスコート	指定管理
33	生駒山麓公園テニスコート	テニスコート	指定管理
34	むかはやま公園テニスコート	テニスコート	指定管理
35	イモ山公園プール	プール	指定管理
36	井出山屋内温水プール	プール	指定管理
37	総合公園相撲場	その他 スポーツ施設	指定管理

<今回の見直し対象外とした施設（令和7年度時点）>

No	施設名	使用目的	施設 形態	審議対象外理由
38	高山竹林園	レクリエーション・観光施設	指定 管理	令和6年7月に有料施設を追加したことに伴い、施設使用料の見直しについて既に検討済みであるため
39	生駒山麓公園ふれあいセンター	レクリエーション・観光施設	指定 管理	生駒山麓公園の今後のあり方において検討予定のため
40	生駒山麓公園野外活動センター	レクリエーション・観光施設	指定 管理	生駒山麓公園の今後のあり方において検討予定のため
41	生駒山麓公園フィールドアスレチック	レクリエーション・観光施設	指定 管理	
42	生駒山麓公園駐車場	レクリエーション・観光施設	指定 管理	
43	花のまちづくりセンター	レクリエーション・観光施設	直営	施設の管理運営のあり方について検討中のため
44	RAKU-RAKU はうす	高齢福祉施設	指定 管理	施設の廃止検討中のため
45	人権文化センター、別館	その他 福祉施設	直営	隣保館事業として国から人件費も対象とした運営費補助金が交付されており、施設の設置目的からも審議対象とすることが適当でないため
46	生駒駅南自動車駐車場	駐車場	指定 管理	施設の特性上、今回の見直しの手法等が大きく異なるため
47	ベルテラスいこま自動車駐車場	駐車場	指定 管理	
48	生駒駅北地下自動車駐車場	駐車場	指定 管理	
49	生駒駅前自転車駐車場	駐輪場	指定 管理	施設の特性上、今回の見直しの手法等が大きく異なるため
50	生駒駅前第2自転車駐車場	駐輪場	指定 管理	

No	施設名	使用目的	施設形態	審議対象外理由
51	生駒駅北自転車駐車場	駐輪場	指定管理	
52	生駒駅南自転車駐車場	駐輪場	指定管理	
53	谷田自転車駐車場	駐輪場	指定管理	
54	谷田第2自転車駐車場	駐輪場	指定管理	
55	谷田第3自転車駐車場	駐輪場	指定管理	
56	生駒市営火葬場	その他	直営委託	施設の特性上、今回の見直しの手法等が大きく異なるため
57	テレワーク&インキュベーションセンター	その他	指定管理	現時点の施設使用料が上限未満の金額で設定されているため

(2) 施設使用料の考え方とこれまでの取組

<施設使用料の改定状況>

平成 19 年 5 月	生駒市社会教育施設等使用料減免見直し検討委員会 設置
平成 20 年 1 月	生駒市社会教育施設等使用料減免に関する提言
平成 20 年 7 月	生駒市社会教育施設使用料等見直し検討委員会 設置
平成 21 年 5 月	生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言
平成 22 年 4 月	提言を踏まえた使用料の見直し
平成 26 年 4 月	消費税率引上げに伴う施設使用料の見直し
令和元年 10 月	消費税率引上げに伴う施設使用料の見直し

生駒市では、施設使用料に係る各項目については、平成 21 年 5 月にとりまとめられた生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言に基づき以下のとおり設定しています。

① 施設使用料の設定に係る基本的な考え方

公共施設の維持には、人件費や光熱水費などの維持管理経費が必要です。これらの経費は税金で賄われていますが、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性という観点で、利用者が応分の負担をする受益者負担の原則に基づき、施設使用料を設定しています。

また、利用者と非利用者双方の理解を得られるよう、施設使用料の設定の根拠を明確化するため、施設の維持管理経費を基礎にしています。

② 市民文化系施設の施設使用料の設定方法

維持管理経費の総額を基に基準原価を算出し施設使用料を設定した場合、利用者の経済的な負担は非常に大きくなります。

そこで、維持管理経費から減価償却費を除いた A 案（利用者負担割合 60%）、減価償却費と人件費を除いた B 案（利用者負担割合 47%）を比較・検討のうえ、利用者の経済的な負担を勘案し、B 案を採用し、現在の使用料・利用料金を設定しています。

施設維持管理経費に係る利用者の負担割合(提言当時)

利用者の 経費負担割合	減価償却費	人件費	光熱水費	通信費	委託料	借上料	保険料	修繕料	その他
A案 60%	市の負担する経費	利用者の負担する経費							
B案 47%	市の負担する経費		利用者の負担する経費						

具体的な施設使用料の算定にあたっては、維持管理経費を施設の総専用面積と総使用時間で割り、1㎡・1時間当たりの単価を算出しています。（以下、「各館共通単価」という。）

なお、大ホール等の音響・照明操作の必要な貸室は、他の貸室では発生しない維持管理業務が必要となることから、音響照明業務にかかる委託料のみに対する 1㎡・1時間当たりの単価を算出し、各館共通単価に上乗せしています。（以下、「ホール単価」という。）

○ 各館共通単価

維持管理経費のうち、音響照明業務に係る委託料は除く。

$\frac{\text{減価償却費及び人件費を除く各館維持管理経費の合計額}}{\text{各館（施設専用使用面積} \times \text{年間使用可能時間数）の合計}} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$
--

○ ホール単価

次の計算式により上乗せ単価を算出し、これを各館共通単価に上乗せする。

$\frac{\text{各館音響照明業務にかかる委託料の合計}}{\text{各館（音響照明対象（総ホール）面積} \times \text{年間使用時間数）の合計}} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$

③ スポーツ施設の施設使用料の設定方法

スポーツ施設においても、市民文化施設と同様に施設の維持管理経費に対する $1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$ 当たりの単価を使用料の算出根拠とするよう試みましたが、生駒市のスポーツ施設は、体育館、グラウンド、テニスコートなど、使用目的や利用形態の異なる複数の施設で構成された複合施設であり、施設全体を一体的に管理・運営しています。

そのため、維持管理経費についても、施設全体としてまとめて管理されており、体育館やグラウンドといった個々の施設ごとに費用を区分して算出することができず、 $1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$ 当たりの単価を算出根拠とすることができませんでした。

そこで、減価償却費と人件費を除いた施設の総維持管理経費 $\div 2$ で算出された金額を、施設の使用状況や近隣市町村の施設使用料を参考にしつつ、各施設で応分に負担する形で施設使用料を設定しています。

④ 施設使用料の端数処理について

平成 22 年 4 月の施設使用料の見直しの際は、生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言を踏まえ 100 円未満切り捨てとしていましたが、その後の消費税率引上げに伴う施設使用料の見直しの際に、10 円未満切り捨てで処理をすることとしています。

⑤ 使用時間区分について

使用実態と受付事務の煩雑さ等のバランスを勘案し、設定しています。（資料 3）

⑥ 市外利用者、営利目的事業の施設使用料について

市内と市外の利用者に差をつけるべきであるという考えと、営利・非営利でも区別すべきであるという考え方から、下記のような施設料設定を行っています。

○ 市民文化系施設

- ・ 市外非営利の使用料は、市内非営利に 1.5 を乗じた額とする。
- ・ 市内営利の使用料は、市内非営利に 2 を乗じた額とする。
- ・ 市外営利の使用料は、市内非営利に 3 を乗じた額とする。

- スポーツ施設（施設により異なるため、主となるものを記載。）
 - ・ 児童生徒、障がい者及びその介護を行う者等が使用する場合、通常の2分の1相当の利用料金とする。
 - ・ 市内在住、在勤、在学でない者が使用する場合、通常の2倍相当の利用料金とする。

3 施設使用料の見直しにかかる検討項目について

(1) 施設使用料の設定について

① 基準原価の設定方法

受益者負担の原則を基本とし、施設使用料の算出根拠を施設の維持管理経費を基礎としている現行の考えは妥当であるため、引き続き、これを基礎に基準原価を算出する方法を維持することとしました。

② 市民文化系施設の施設使用料の検討方法について

現行では、利用者の経済的な負担を勘案し、減価償却費と人件費を除いた維持管理経費（B案）により、施設使用料を設定しています。

今回の見直しにおいては、現行の施設使用料の設定の際に比較対象となったA案・B案に加え、維持管理経費から人件費のみを除いたC案の3つの案について比較・検討を行うこととしました。また、維持管理経費の計上については、次の表のとおりとしました。

基本事項	・千円単位で計上し、端数は四捨五入する。 ・令和4年度から6年度までの実績額の平均値とする。 ・図書館等の利用者負担の対象外となる機能を併設している指定管理施設の維持管理経費については、以下のとおり取り扱う。 ①「人件費及びその他を除く経費」を按分対象経費とする。 ②対象外面積と対象面積（専用面積+共用面積）を基に按分率を算出する。 ・直営施設内に市役所組織等の事務室があるため、各組織が負担している維持管理経費は施設使用料算定の維持管理経費には含めない。また、建物全体に関わる経費が一括で負担されている場合は、面積按分等に対応する。
減価償却費	・固定資産台帳に登録されている各施設の取得価額÷耐用年数で算出した数値の合計額（大規模改修費を含む。ただし、設計等の委託料は除く。）
人件費	・清掃や警備などの業務委託に伴う人件費は、委託料として計上する。
委託料	・附属設備使用料が設定されているピアノなどの保守点検業務委託料等は、附属設備使用料が購入額を基に算定されるため、維持管理経費を賄う目的で施設使用料算定の維持管理経費に含める。 ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、市内団体向けの施設使用料減免分を補填するために市から追加支出された委託料は、維持管理経費には含めない。
その他の経費	・他経費に振り分けられない費用の合計額（支払い消費税は含まない） ・備品購入費は、附属設備使用料が設定されている場合があるため、含めない。

③ 利用者の負担割合

施設維持管理経費に係る利用者の負担割合(改正案)

利用者の 経費負担割合	減価償却費	人件費	光熱水費	通信費	委託料	借上料	保険料	修繕料	その他
A案 65%	市の負担する経費	利用者の負担する経費							
B案 44%	市の負担する経費			利用者の負担する経費					
C案 79%	利用者の負担する経費	市の負担する 経費	利用者の負担する経費						
D案 47%	利用者の負担する経費				市の負担する経費				
E案 50%	利用者の負担する経費				市の負担する経費				

上記②の検討による結果、A案の利用者負担割合が65%、B案が44%、C案が79%となりました。

A案、C案は、現在の施設使用料・利用料金の考え方と比較して、利用者負担割合が非常に高くなることにより、利用者の経済的負担が非常に大きくなることが懸念されます。

B案については、これまでの施設使用料・利用料金の考え方を踏襲しているものの、市の負担する経費（人件費）上昇分が大きいことが要因となり、利用者負担割合が提言当時と比較して低下するため、施設の利用者と非利用者との公平性の面に課題が残ることとなりました。

このことから、特定の経費を対象とせず、提言当時の利用者負担割合（47%）に設定したD案と、利用者負担割合を50%に設定したE案を加えて、さらに審議をすることとしました。

施設使用料の算定にあたっては、現行と同様に次の計算式により単価を算出しました。

○ 各館共通単価（A案～C案）

維持管理経費のうち、音響照明業務に係る委託料は除く。

$$\frac{\text{利用者負担の対象とする各館維持管理経費の合計額}}{\text{各館（施設専用使用面積} \times \text{年間使用可能時間数）の合計}} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$$

○ ホール単価

大ホール等の音響・照明操作の必要な貸室は、次の計算式により上乗せ単価を算出し、これを各館共通単価に上乗せし、ホール単価とする。

$$\frac{\text{各館音響照明業務にかかる委託料の合計}}{\text{各館（音響照明対象（総ホール）面積} \times \text{年間使用時間数）の合計}} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$$

また、今回の見直しで新たに比較対象となったD案及びE案の各館共通単価の算出は、次の計算式となります。

○ 各館共通単価（D案・E案）

維持管理経費のうち、音響照明業務に係る委託料は除く。

$$\frac{\text{各館維持管理経費の合計額} \times \text{利用者負担割合}}{\text{各館（施設専用使用面積} \times \text{年間使用可能時間数）の合計}} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$$

なお、各計算式における時間数の取り扱いは、次のとおりとしました。

年間使用可能時間数	・ 開館時間数（日）×開館日数（年） ・ 開館時間が季節によって異なる場合、開館時間数×該当月数÷12か月の合計値とする。 ・ 開館日数から選挙投票日は除外する。
年間使用時間数	・ 令和4年度から6年度までの年間使用実績時間の平均時間数

④ 改正案の共通単価及びホール単価

これらの計算式により算出した各館共通単価及びホール単価は下記のとおりです。（詳細は資料1・資料2参照。）

	利用者負担割合	各館共通単価	増加率	ホール単価	増加率
現行（B案）	47%	7.49 円	—	10.02 円	—
改正案（A案）	65%	12.50 円	1.67	17.93 円	1.79
改正案（B案）	44%	8.41 円	1.12	13.84 円	1.38
改正案（C案）	79%	15.14 円	2.02	20.57 円	2.05
改正案（D案）	47%	9.04 円	1.21	14.47 円	1.44
改正案（E案）	50%	9.62 円	1.28	15.05 円	1.50

鹿ノ台ふれあいホール（旧鹿ノ台地区公民館）及びふるさとミュージアム（旧中央公民館別館）について、前回の見直し時と異なり、各館共通単価を設定した理由について、ご審議をお願いします。

⑤ スポーツ施設の施設使用料の検討方法について

現行では、減価償却費と人件費を除いた施設の総維持管理経費÷2で算出された金額を各施設で応分に負担する形で施設使用料を設定したため、市民文化系施設のような共通単価を求める計算式がないことから、現行及び以下に示す各改正案における1㎡当たりの利用者負担対象額を算出し、その増加率を踏まえて施設使用料を検討することとしました。

各改正案の利用者負担対象経費÷施設の総専用面積＝1㎡当たりの利用者負担対象額

各改正案については、市民文化系施設のA案、B案、E案にそれぞれ対応したa案（利用者負担対象経費を減価償却費を除く各館維持管理経費の合計額÷2とする案）、b案（利用者負担対象経費を減価償却費・人件費を除く各館維持管理経費の合計額÷2とする案）、e案（利用者負担対象経費を各館維持管理経費の合計額×50%とする案）の3つの案を設定しました。

施設維持管理経費に係る利用者の負担割合(改正案)

利用者の 経費負担割合	減価償却費	人件費	光熱水費	通信費	委託料	借上料	保険料	修繕料	その他
a案 65%	市の負担する経費	利用者の負担する経費							
b案 44%	市の負担する経費			利用者の負担する経費					
e案 50%	利用者の負担する経費				市の負担する経費				

さらに、e 案は算定方法が現行から大きく変化することから、増加率が非常に高くなることが見込まれるため、E 案の各館共通単価の増加率「1.28」を使用する f 案を作成することとしました。

また、維持管理経費の計上については、次の表のとおりとしました。

基本事項	・千円単位で計上し、端数は四捨五入する。 ・令和4年度から6年度までの実績額の平均値とする。
減価償却費	・固定資産台帳に登録されている各施設の取得価額÷耐用年数で算出した数値の合計額（大規模改修費を含む。ただし、設計等の委託料は除く。）
人件費	・委託人件費は、委託料として計上する。 ・内訳が不明な本部経費は、人件費として計上する。
委託料	・附属設備使用料が設定されている夜間照明設備などの保守点検業務委託料等は、附属設備使用料が購入額を基に算定されるため、維持管理経費を賄う目的で施設使用料算定の維持管理経費に含める。 ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、市内団体向けの施設使用料減免分を補填するために市から追加支出された委託料は、維持管理経費には含めない。
その他の経費	・他経費に振り分けられない費用の合計額（支払い消費税は含まない） ・備品購入費は、附属設備使用料が設定されている場合があるため、含めない。 ・山麓公園テニスコートについて、施設全体の維持管理経費に、テニスコートを除く公園全体の所管課とテニスコート所管課の予算要求の際に用いる負担割合を掛けて算出する。（減価償却費はテニスコートのみで算出）

以上により、各案の1㎡当たりの利用者負担対象額を算出した結果は下記のとおりとなりました。（詳細は資料1参照。）

	1㎡当たりの利用者負担対象額	増加率
現行（b案）	502.45 円	—
改正案（a案）	1075.55 円	2.14
改正案（b案）	596.99 円	1.19
改正案（e案）	1387.81 円	2.76
改正案（f案）	—	1.28

(2) 施設使用料の改正案の採用

上記(1)の利用者負担割合及び増加率に関して、市民文化系施設とスポーツ施設の施設の特性や利用者と非利用者との公平性、近隣他市町村との整合性、市民活動への影響等を踏まえ、審議を重ねた結果、市民文化系施設はB案、スポーツ施設はb案を採用すべきとの結論に至りました。

ただし、将来的な施設に係る使用料・利用料金の考え方について、市民からの税金で賄われている施設であり、受益者負担の原則も踏まえ、市においては、施設運営コストの削減に取り組み、施設使用料の増加率の抑制に努め、市と利用者の負担割合が公平となる形に向けて取り組んでいただきたいと考えます。

改正案を踏まえた施設使用料は、別添資料3「施設使用料試算表」のとおりとなります。

なお、事務処理上の負担と施設使用料値上げに伴う利用者負担を勘案し、100円未満切り捨てによる設定としました。(料金が100円未満の場合は、10円未満切り捨て)

(3) 料金改定に向けた調整等について

使用料・利用料金の改定については、施設利用者に大きな影響を与え、市民活動の停滞を招くおそれもあります。また、指定管理者制度導入施設については、公募時の条件や事業者からの提案内容を前提にしているとともに、利用料金制を採用している施設については、指定管理料にも関わってくることから、指定管理者との協議・調整も必要となります。

このようなことから、特に増加率の高い鹿ノ台ふれあいホールをはじめとする施設利用者及び指定管理者との調整・協議を丁寧に行い、改定に向けた環境を整えた上で、料金改定を進めていくべきと考えます。

(4) 激変緩和措置について

市民文化系施設では、生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言書（平成21年5月25日）において、施設の管理委託をしていることや使用実態が異なる施設について個別単価を設定していたこと、端数処理の影響などの理由によって、使用時間区分ごとで増加率に差が生じました。

個別単価を設定していた施設については、増加率の上昇が特に著しく、利用者の経済的負担が急激に増大し、市民活動に大きな支障を与えるおそれがあることから、利用者が経済的負担に適応するための一定の時間を確保する必要があるとの認識から、激変緩和措置が必要であると判断しました。

そして、具体的な激変緩和措置の内容として、近年の物価上昇の動向や経済的負担への適応に必要な期間を検討し、増加率が1.3倍を超える使用区分については、3年間の激変緩和措置を講ずることとし、増加率は1/2とすることとします。

(5) 使用時間区分について

現行の使用時間区分は、使用実態に基づき設定されていることから、見直しの必要はなく、現行どおりとしました。

(6) 市外利用者、営利目的事業の施設使用料について

現行では、市民文化系施設は、市内非営利と比較して市外非営利が1.5倍、市内営利が2倍、市外営利が3倍となっており、スポーツ施設においても、市内在住、在勤、在学でない者は2倍相当の利用料金となるよう設定されています。

この取扱いについては、市の施設であるという特性上、市内と市外、営利と非営利に区分することについて、一定の合理性があるとの判断から、現行どおりとしました。

4 施設使用料の見直しにおける課題と今後のあり方について

(1) 定期的な見直しについて

生駒市では15年もの間、消費税増税への対応分を除き、施設使用料の見直しが十分に行われていませんでした。今後も物価上昇に伴い、施設の維持管理経費の増加が見込まれることを踏まえ、5年程度の周期又は新たな指定管理者の選定機会等の適切な時期に、定期的に施設使用料・利用料金の見直しの検討を行うべきであると考えます。

(2) 公共施設全体の最適化について

前述のとおり、施設使用料は施設の維持管理経費を基礎として算定されていることから、市は施設運営コストの削減に努めることで、料金面において市民等の施設の利用を促進することができます。

施設使用料の上昇は、施設の稼働率の低下を招き、結果として維持管理経費に対する市の財政負担が増加し、他の行政サービスに影響を及ぼす可能性もあります。

施設の維持管理経費の節減については、単に現存の施設を維持することを前提に検討するのではなく、ファシリティマネジメントの観点から施設の適正配置を行うことによっても、施設の維持管理コストの低減を図ることができることから、ファシリティマネジメントを積極的に進めることによる施設の維持管理経費全体の節減にも取り組んでいただきたいと思います。

5 おわりに

本委員会では、生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言書の内容を基本に、施設使用料の算定方法、激変緩和措置、市外利用者と営利目的事業の施設使用料について審議を行いました。

昨今、コミュニティビジネスを推進する社会情勢の中、生駒市としても市内での活動をさらに活発化させる必要性が高まっていると考えられます。

そのため、利用者の応分負担を原則としつつも、各種活動に伴う経済的な負担を考慮し、施設の利用者と非利用者双方の理解が得られるよう、施設の維持管理にかかる経費について市が負担すべき部分を十分に検討しました。

生駒市内における活動がより一層活性化し、魅力的なまちづくりに繋がることを期待しています。

<附属資料>

1 生駒市行政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 社会経済情勢に適応した持続可能で質の高い行財政体制を構築し、及び推進するため、生駒市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、行政改革の推進に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民団体等を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

（関係者の出席等）

第8条 委員会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 生駒市行政改革推進委員会委員名簿

任期 令和7年11月10日～令和9年11月9日

(敬称略・順不同)

区分	役職等	氏名	委員会 役職
学識 経験者	立命館大学 教授 (政策科学部)	モリ ヒロユキ 森 裕之	委員長
	立命館大学 教授 (政策科学部)	キド ヒデキ 城戸 英樹	副委員長
	畿央大学 准教授 (健康科学部)	シミズ ヒロコ 清水 裕子	
	京都府立大学 講師 (公共政策学部)	エナリ ユタカ 江成 穰	
	元奈良県桜井市理事	ハヤシ イサオ 林 功	
	YuMake 株式会社 代表取締役	サトウ タクヤ 佐藤 拓也	
団体代表	生駒市民生児童委員連合会 会長	マツヤマ トシヒロ 松山 敏宏	
一般公募	市民	ナカニシ カズキ 中西 和己	
	市民	ヒラヤマ カナ子 平山 可奈子	

3 委員会の開催状況

回	開催日	検討内容
令和7年度 第2回 全体会	令和7年7月2日	施設使用料の見直しについて（諮問）
第3回 全体会	令和7年8月27日	・対象施設の選定 ・見直しスキームの検討
第4回 全体会	令和7年11月10日	改定内容の審議①（市民文化系施設）
第5回 全体会	令和7年12月10日	改定内容の審議②（市民文化系施設）
第6回 全体会	令和8年2月19日	改定内容の審議③（スポーツ施設）
第7回 全体会	令和8年3月17日	改定内容の審議④（全体）
令和8年度 第2回 全体会	令和8年4月30日	答申内容の審議
	令和8年*月*日	施設使用料の見直しについて（答申）

生駒市 経営企画部 企画政策課

TEL 0743-74-1111（内線 4160・4161）

生駒市ホームページ <https://www.city.ikoma.lg.jp/>